厚生労働省
滋賀労働局
働きやすい滋賀をめざして

Press Release

資　料　提　供
滋賀労働局発表 令和８年 10 月 30 日

担当	滋賀労働局 労働基準部 賃金室 室長　　大橋　幸男 室長補佐　　岩永　祐喜 （直通）077－522－6654

報道関係者　各位

滋賀県特定（産業別）最低賃金の改正決定の答申について

――４業種について 52 円～55 円引上げ――

滋賀地方最低賃金審議会は、10 月 30 日（金）、滋賀労働局長に対し、４業種(※)の滋賀県特定（産業別）最低賃金をそれぞれ 52 円～55 円引上げ、改正することが適当であるとの答申を行いました。

滋賀地方最低賃金審議会（会長　木下　康代）は、本年８月 25 日（火）に滋賀労働局長（田代　良文）から４業種の「滋賀県特定（産業別）最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、各業種の最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきた結果、10 月 30 日（金）、滋賀労働局長に対し、滋賀県特定（産業別）最低賃金を別紙のとおりの時間額に引上げる旨の答申を行いました。

今後は、答申内容について所定の手続を経て、滋賀県特定（産業別）最低賃金が改正される予定です（12 月 31 日発効予定）。

なお、滋賀県における最低賃金には、全ての労働者に適用される「滋賀県最低賃金」と、今回改正答申された特定の産業に適用される「滋賀県特定（産業別）最低賃金」があり、「滋賀県最低賃金」は、本年 10 月３日から時間額 1,136 円に改正されています。

（※）４業種とは、①窯業・土石製品製造業、②一般機械器具製造業、③精密・電気機械器具製造業、④自動車・同附属品製造業をいいます。

【別紙】

特定（産業別）最低賃金 （件名）	現行最低賃金 （時間額）	改正最低賃金 （時間額）	引上げ額
① 滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金 （※略称　窯業・土石製品製造業最低賃金）	1,099 円	**1,151 円**	52 円
② 滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 （※略称　一般機械器具製造業最低賃金）	1,114 円	**1,168 円**	54 円
③ 滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 （※略称　精密・電気機械器具製造業最低賃金）	1,105 円	**1,160 円**	55 円
④ 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金	1,115 円	**1,169 円**	54 円

【参　考】

1　滋賀県特定（産業別）最低賃金の推移

（時間額）

特定（産業別）最低賃金（件名） ※は略称	令和４年度 (R4.12.31 発効)	令和５年度 (R5.12.31 発効)	令和６年度 (R6.12.31 発効)	令和７年度 (R7.12.28 発効)	令和８年度 (R8.12.31 発効予定)
①　※ 滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金	967 円	1,000 円	1,046 円	1,099 円	1,151 円
②　※ 滋賀県一般機械器具製造業最低賃金	978 円	1,013 円	1,060 円	1,114 円	1,168 円
③　※ 滋賀県精密・電気機械器具製造業最低賃金	965 円	1,003 円	1,050 円	1,105 円	1,160 円
④ 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金	981 円	1,016 円	1,062 円	1,115 円	1,169 円

2　最低賃金制度とは

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に、最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の２種類があります。

①　地域別最低賃金

産業や職種にかかわらず、都道府県内で働くすべての労働者とその使用者に適用される最低賃金で、47 都道府県すべてで定められています。

②　特定（産業別）最低賃金

特定の産業について、地域別最低賃金より高い最低賃金を定めることが必要と認められた場合に設定される最低賃金です。

地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方が適用される場合は、金額の高い方の最低賃金が適用されます。

3　特定（産業別）最低賃金の決定の仕組み

